

平成30年5月

伊那市議会臨時会議案書

平成30年5月8日

平成30年5月伊那市議会臨時会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて……………	5
議案第3号	教育長の任命について……………	15
議案第4号	教育委員会委員の任命について……………	18
議案第5号	監査委員の選任について……………	21
議案第6号	公平委員会委員の選任について……………	26
議案第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	28

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

平成29年度伊那市一般会計第12回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

伊那市長 白 鳥 孝

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行に伴い、伊那市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第1条 伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68

条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべ

き税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の3第3項各号列記以外の部分中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に

関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条各号列記以外の部分中「意義は、」の次に「それぞれ」を加え、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を

「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

(伊那市都市計画税条例の一部改正)

第2条 伊那市都市計画税条例(平成18年伊那市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第14項から附則第17項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第13項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
 - (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(伊那市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 伊那市国民健康保険税条例(平成18年伊那市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、長野県

の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第23条各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の伊那市税条例（以下「新条例」という。）の規定中第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 第2条の規定による改正後の伊那市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第6条 第3条の規定による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
笠 原 千 俊	昭和 28 年 12 月 19 日	長野県伊那市西春近 5 4 9 5 番地 1	新任

平成 30 年 5 月 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行に伴い、上記の者を教育長に任命したいので、提案するものであります。

なお、教育長の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

かさ はら ち とし
笠 原 千 俊

昭和28年12月19日生（満64歳）

本 籍 長野県上伊那郡飯島町飯島1394番地

住 所 長野県伊那市西春近5495番地1

政 党 無所属

最 終 学 歴

昭和52年 3月 東京教育大学教育学部卒業

職 歴

自	昭和52年	4月	長野県内中学校教諭
至	昭和61年	3月	
自	昭和61年	4月	長野県茅野高等学校教諭
至	平成元年	3月	
自	平成元年	4月	長野県内中学校教諭
至	平成11年	3月	
自	平成11年	4月	上田教育事務所学校教育課指導主事
至	平成13年	3月	
自	平成13年	4月	伊那教育事務所学校教育課指導主事
至	平成14年	3月	
自	平成14年	4月	波田町立波田中学校教頭
至	平成17年	3月	
自	平成17年	4月	富士見町立富士見高原中学校校長
至	平成19年	3月	
自	平成19年	4月	長野県教育委員会事務局松本教育事務所学校教育課主幹指導主事
至	平成20年	3月	
自	平成20年	4月	長野県教育委員会義務教育課主幹指導主事
至	平成22年	3月	

自	平成 22 年	4 月	長野県教育委員会義務教育課管理係長兼教育幹
至	平成 24 年	3 月	
自	平成 24 年	4 月	長野県教育委員会参事兼義務教育課長
至	平成 25 年	3 月	
自	平成 25 年	4 月	長野県教育委員会教育次長
至	平成 26 年	3 月	
自	平成 26 年	5 月	伊那市立高遠町歴史博物館・伊那市民俗資料館館長
至	現	在	

公 職 歴

自	平成 28 年	4 月	長野県人権政策審議会委員
至	平成 30 年	3 月	

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
北 原 秀 樹	昭和 25 年 8 月 7 日	長野県伊那市高遠町長藤 6 4 4 6 番地	再任

平成 30 年 5 月 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

北原秀樹委員が平成 30 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を教育委員会の委員に任命したいので、提案するものであります。

なお、教育委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

きた はら ひで き
北 原 秀 樹

昭和25年8月7日生（満67歳）

本 籍 長野県伊那市高遠町長藤6446番地
住 所 長野県伊那市高遠町長藤6446番地
政 党 無所属

最 終 学 歴

昭和48年 3月 信州大学教育学部卒業

職 歴

自	昭和48年	4月	長野県内小中学校教諭
至	平成8年	3月	
自	平成8年	4月	上田教育事務所学校教育課指導主事
至	平成10年	3月	
自	平成10年	4月	松本教育事務所学校教育課指導主事
至	平成11年	3月	
自	平成11年	4月	信州大学教育学部附属長野中学校教頭
至	平成13年	3月	
自	平成13年	4月	伊那教育事務所学校教育課主任指導主事
至	平成16年	3月	
自	平成16年	4月	長野県教育委員会義務教育課主幹指導主事
至	平成18年	3月	
自	平成18年	4月	箕輪町立箕輪中学校校長
至	平成23年	3月	
自	平成23年	4月	伊那市教育委員会学校教育課指導主事
至	平成26年	3月	

公 職 歴

自	平成 2 2 年	4 月	上伊那小中学校校長会会長
至	平成 2 3 年	3 月	
自	平成 2 6 年	5 月	伊那市教育委員会委員
至	現	在	
自	平成 2 6 年	5 月	伊那市教育委員会教育長
至	現	在	

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	選出区分	備考
登 内 正 史	昭和 23 年 7 月 13 日	長野県伊那市手良中坪 458 番地	識見を有する者	再任
北 原 藤 重	昭和 29 年 9 月 29 日	長野県伊那市高遠町山室 900 番地	識見を有する者	新任

平成 30 年 5 月 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊藤穂波委員及び登内正史委員が平成 30 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を監査委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

との うち まさ し
登 内 正 史

昭和 23 年 7 月 13 日生 (満 69 歳)

本 籍 長野県伊那市手良中坪 4 5 8 番地

住 所 長野県伊那市手良中坪 4 5 8 番地

最 終 学 歴

昭和 42 年 3 月 長野県伊那北高等学校卒業

職 歴

自	昭和 45 年	4 月	伊那市職員
至	平成 12 年	3 月	
自	平成 12 年	4 月	伊那中央行政組合病院建設課長
至	平成 15 年	3 月	
自	平成 15 年	4 月	伊那市保健福祉部高齢者介護課長
至	平成 17 年	3 月	
自	平成 17 年	4 月	伊那市建設部監理課長
至	平成 18 年	3 月	
自	平成 18 年	4 月	伊那消防組合消防本部消防次長
至	平成 19 年	10 月	
自	平成 19 年	11 月	上伊那広域水道用水企業団事務局長
至	平成 21 年	3 月	

公 職 歴

自	平成 22 年	4 月	手良土地改良区監事
至	現	在	
自	平成 25 年	1 月	手良中坪区長
至	平成 25 年	12 月	
自	平成 25 年	4 月	手良地域協議会委員
至	平成 25 年	12 月	

自 平成 2 6 年 5 月
至 現 在 伊那市監査委員

略 歴

きた はら とう じゅう
北 原 藤 重

昭和29年9月29日生（満63歳）

本 籍 長野県伊那市高遠町山室900番地
住 所 長野県伊那市高遠町山室900番地

最 終 学 歴

昭和48年 3月 長野県高遠高等学校卒業

職 歴

自	昭和48年	4月	関東信越国税局職員（伊那税務署ほか）
至	平成18年	6月	
自	平成18年	7月	関東信越国税局職員（課税第二部）
至	平成20年	7月	
自	平成20年	7月	伊那税務署法人課税第一部門統括官・管理運営第一部門統括官
至	平成24年	7月	
自	平成24年	7月	長野税務署管理運営第一部門統括官
至	平成25年	7月	
自	平成25年	7月	松本税務署特別国税調査官
至	平成27年	7月	
自	平成27年	10月	税理士
至	現	在	

公 職 歴

自	昭和61年	4月	高遠町公民館三義分館主事
至	昭和63年	3月	
自	平成9年	4月	高遠北小学校PTA副会長
至	平成10年	3月	
自	平成10年	4月	高遠北小学校PTA会長
至	平成11年	3月	

自	平成 28 年	4 月	伊那市消防団長藤分団副分団長
至	平成 29 年	3 月	
自	平成 29 年	4 月	伊那市消防団長藤分団分団長
至	平成 30 年	3 月	

公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
伊 藤 俊 規	昭和 23 年 5 月 15 日	長野県伊那市高遠町藤澤 6006 番地	新任

平成 30 年 5 月 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

齊藤繁實委員が平成 30 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を公平委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

い とう とし のり
伊 藤 俊 規

昭和 23 年 5 月 15 日生 (満 69 歳)

本 籍 長野県伊那市高遠町藤澤 6006 番地

住 所 長野県伊那市高遠町藤澤 6006 番地

政 党 無所属

最 終 学 歴

昭和 42 年 3 月 長野県伊那北高等学校卒業

職 歴

自	昭和 42 年	4 月	高遠町職員
至	平成 12 年	12 月	
自	平成 12 年	12 月	高遠町助役
至	平成 18 年	3 月	
自	平成 18 年	5 月	伊那市総務部特命参事
至	平成 19 年	3 月	
自	平成 20 年	5 月	高遠町地域自治区長
至	平成 26 年	5 月	

公 職 歴

自	平成 20 年	4 月	財団法人伊那市振興公社理事
至	平成 25 年	3 月	

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
小 田 切 肇	昭和 26 年 10 月 20 日	長野県伊那市西春近 7 4 1 3 番地	再任
倉 田 義 夫	昭和 28 年 8 月 22 日	長野県伊那市高遠町西高遠 1 6 9 7 番地	再任
竹 松 武 登	昭和 26 年 6 月 27 日	長野県伊那市東春近 9 2 4 番地	新任

平成 30 年 5 月 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

小田切肇委員、西村安司委員及び倉田義夫委員が平成 30 年 5 月 16 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

こたぎり
小田切

はじめ
肇

昭和26年10月20日生（満66歳）

本 籍 長野県伊那市西春近7413番地

住 所 長野県伊那市西春近7413番地

最 終 学 歴

昭和45年 3月 長野県赤穂高等学校卒業

職 歴

自	昭和45年	4月	関東信越国税局職員
至	平成2年	7月	
自	平成2年	7月	諏訪税務署総務課長補佐
至	平成4年	7月	
自	平成4年	7月	関東信越国税局課税第一部資産評価官
至	平成6年	7月	
自	平成6年	7月	松本税務署統括国税調査官
至	平成8年	7月	
自	平成8年	7月	諏訪税務署統括国税調査官
至	平成11年	7月	
自	平成11年	7月	西川口税務署統括国税調査官
至	平成13年	7月	
自	平成13年	8月	税理士
至	現	在	

公 職 歴

自	平成24年	5月	伊那市固定資産評価審査委員会委員
至	現	在	
自	平成29年	4月	関東信越税理士会伊那支部長
至	現	在	

略 歴

くら 倉 た 田 よし 義 お 夫 夫

昭和 28 年 8 月 22 日生 (満 64 歳)

本 籍 長野県伊那市高遠町西高遠 1697 番地

住 所 長野県伊那市高遠町西高遠 1697 番地

最 終 学 歴

昭和 52 年 3 月 立命館大学産業社会学部卒業

職 歴

自 昭和 52 年 5 月 合資会社倉田材木店
至 昭和 61 年 10 月

自 昭和 61 年 10 月 倉田義夫土地家屋調査士事務所
至 現 在

自 平成 元年 5 月 倉田義夫行政書士事務所
至 現 在

公 職 歴

自 平成 13 年 1 月 高遠地区町内連合会副会長
至 平成 13 年 12 月

自 平成 24 年 5 月 伊那市固定資産評価審査委員会委員
至 現 在

略 歴

たけ まつ たけ と
竹 松 武 登

昭和26年6月27日生（満66歳）

本 籍 長野県伊那市東春近924番地

住 所 長野県伊那市東春近924番地

最 終 学 歴

昭和49年 3月 信州大学農学部卒業

職 歴

自	昭和49年	4月	伊那市職員
至	平成13年	3月	
自	平成13年	4月	伊那市保健福祉部健康推進課長
至	平成16年	3月	
自	平成16年	4月	伊那市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課長
至	平成18年	3月	
自	平成18年	3月	伊那市教育委員会事務局生涯学習課長兼スポーツ振興課長
至	平成18年	5月	
自	平成18年	5月	伊那市教育委員会事務局生涯学習課長
至	平成18年	9月	
自	平成18年	10月	高遠町総合支所次長兼高遠町総合支所総務課長
至	平成19年	12月	
自	平成20年	1月	伊那市教育委員会事務局教育次長
至	平成24年	3月	
自	平成24年	4月	伊那市生涯学習センター館長
至	平成28年	3月	

公 職 歴

自	平成28年	1月	東春近中組区長
至	平成28年	12月	

自 平成 2 8 年 6 月
至 現 在 伊那市行政不服審査会委員

自 平成 2 8 年 7 月
至 現 在 伊那市国民健康保険運営協議会委員